

興田地区振興会「慶弔規程」

(目的)

第1条 この規程は、興田地区振興会（以下「本会」という。）の慶弔に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に定めるものに適用する。

- (1) 興田地区振興会規約第5条に定める会長（以下「会長」という。）
- (2) 興田地区振興会規約第5条に定める副会長（以下「副会長」という。）
- (3) 興田地区振興会規約第9条に定める事務局（以下「職員」という。）

(事由及び金額)

第3条 前条に定める者が別表掲げる事由に該当する場合は、それぞれ別表に定める給付額を祝金、又は弔慰金として贈る。

- 2 前項に規定する事由が生じたときは、本人若しくは関係者が本会の事務局に報告するものとする。

(弔花等の贈呈)

第4条 本人が死亡した場合は、弔花、弔辞、弔電を贈る。

- 2 第3条の別表に掲げるもののうち本人以外の者が死亡した場合で、会長が必要と認めるときは、弔花、弔慰金・弔辞・弔電を贈ることができる。

第5条 この規程に定めるもののほか、業務に起因する事由による場合等であって、会長が特に必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、その給付額を増額することができる。

附則

- 1 この規程は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3-2条関係）

1 該当者が会長又は及び副会長の場合（円）

事 由	給 付 額	摘 要
1 本人の死亡	10,000	

2 該当者が職員の場合（円）

事 由	給 付 額	摘 要
1 本人の死亡	10,000	
2 配偶者、子の死亡（養子を含む）	5,000	
3 両親の死亡（養親を含む）	5,000	同居の場合
4 結婚	10,000	本人の場合